

加古川市重度障害者（児）福祉タクシー助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成18年9月26日福祉部長決定）第3条第2項の規定に基づき、重度障害者（児）が生活行動範囲の拡大と社会参加のために利用するタクシー（以下「福祉タクシー」という。）の運賃の一部を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において福祉タクシーとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の免許を受けた者のうち、別に定める基準により本市に登録する一般乗用旅客自動車運送事業を行う法人等（以下「福祉タクシー事業者」という。）が運行する一般乗用旅客自動車で、この要綱の定めるところにより重度障害者（児）の利用に供するものをいう。

2 ストレッチャー使用料金とは、本市と契約した前項に規定する車両のうち、車椅子やストレッチャーのまま乗車できるタクシー車両における車椅子、ストレッチャー等（以下「ストレッチャー等」という。）の使用に係る料金をいう。

（対象者）

第3条 この要綱により助成が受けられる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市において住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条に規定する障害の級別が1級又は2級のもの（以下「身体障害者」という。）、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）第4に規定する療育手帳の交付を受けている者で障害程度が重度のもの（以下「知的障害者」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に關す

る法律施行令（昭和25年政令第 155号）第 6 条に規定する障害等級が 1 級のもの

(3) 助成の申請をしようとする月の属する年度（当該申請をしようとする月が 4 月から 6 月までの場合は前年度）に市町村民税が課されていない者

（申請）

第 4 条 助成を受けようとする者（これらの者が 18 歳未満であるときは、その保護者。以下「申請者」という。）は、加古川市福祉タクシー利用券交付申請書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次条第 1 項の規定による交付を受けた者が引き続き前項の助成を受けようとする場合において、前条各号のいずれにも該当することを公簿等により確認することができるときは、前項の申請を要しないこととすることができる。

（利用券の交付）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、対象者と認めるときは、加古川市福祉タクシー利用券（様式第 2 号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。ただし、第 13 条第 1 項の規定により利用券の返還を求めた者については、当該返還を求めた日から 1 年間利用券を交付しない。

2 前項の規定は、前条第 2 項の規定により申請を要しないこととした場合について準用する。

3 第 1 項の規定により交付する利用券は、毎年 7 月を起月とし翌年 6 月分まで 48 枚一括交付するものとする。ただし、1 月経過するごとに 4 枚ずつ減じるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第 12 条（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により利用券を返還し、利用券の有効期間内に再度対象者となった者に交付する場合にあっては、同条の規定により返還した枚数を上限とする。

5 市長は、申請を却下するときは、加古川市福祉タクシー助成申請却下通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（利用券の有効期間）

第 6 条 前条の規定により交付した利用券の有効期間は、毎年 7 月 1 日から翌年の 6 月 30

日までとする。

(利用券の助成額及び利用限度枚数)

第7条 利用券1枚についての助成額は、500円とする。ただし、ストレッチャー等を使用する場合で、ストレッチャー使用料金が2,000円以上である場合に限り、1乗車あたり2,000円を加算することができる。

2 利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる利用運賃(利用者が身体障害者又は知的障害者である場合は、身体障害者割引又は知的障害者割引の適用を受けた利用運賃をいう。以下同じ。)の区分に応じた枚数を限度として利用券を利用することができる。

(1) 1乗車の利用運賃が1,000円未満の場合 1枚

(2) 1乗車の利用運賃が1,000円以上1,500円未満の場合 2枚

(3) 1乗車の利用運賃が1,500円以上の場合 3枚

(利用方法)

第8条 利用者は、福祉タクシーを利用したときは、タクシー乗務員に対し身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示するとともに、利用券を提出し、利用運賃及びストレッチャー使用料金から前条に規定する助成額を差し引いた額を支払うものとする。

(事業者への支払い)

第9条 福祉タクシー事業者は、利用者が使用した利用券を取りまとめ、翌月10日までに、当該利用券に係る助成額に相当する額を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、請求のあった日(以下この項において「請求日」という。)の属する月の末日(請求日が請求日の属する月の11日から当該月の末日までにあつては、請求日から起算して21日を経過した日)までに福祉タクシー事業者に支払うものとする。

(利用券の紛失の届出)

第10条 利用者は、利用券を紛失、破損又は汚損したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 利用者は、利用券を紛失した場合には、再交付を受けることはできない。ただし、盗

難により紛失した場合は、市長が認める数の利用券の再交付を受けることができる。

3 利用者は、利用券を破損又は汚損した場合には、当該利用券と引き換えに、同数の利用券の再交付を受けることができる。

(利用券の譲渡の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡してはならない。

(利用券の返還等)

第12条 利用者又はその親族は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに使用していない利用券を市長に返還するものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が転出又は第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 利用券を使用しなくなったとき。
- (4) 利用券の有効期間を経過したとき。

(不正使用等による利用券の返還等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用券の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用券の交付を受けたとき。
- (2) 利用券を不正に使用したとき。

2 市長は、前項の場合において、既に使用したものがあるときは、当該不正使用に係る助成額について返還を命ずるものとする。

3 市長は、福祉タクシー事業者が第1項第2号に規定する不正使用に関与したと認めるときは、福祉タクシー事業者の登録を取り消すとともに、当該不正使用に係る助成額に相当する額の支払いを行わず、既に支払ったものがあるときは、その全部について返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成4年3月31日において利用券の交付を受けている者は、平成4年4月分から6月分までの利用券についての申請は必要とせず、引き続き利用券の交付を受けることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第3条第3号の規定により対象者となるものについては、平成18年6月30日までの間に限り、この要綱による改正後の第3条第3号の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条及び第5条の規定は、平成23年7月以後に使用する利用券の交付について適用し、平成23年6月までに使用する利用券の交付については、な

お従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条第1号の規定は、平成24年7月9日から適用し、同日
前までは、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の第3条第3号の規定は、平成24年7月以後に使用する利用券
の交付について適用し、平成24年6月までに使用する利用券の交付については、なお従
前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条第3号の規定は、平成25年7月以後に使用する利用券
の交付について適用し、平成25年6月までに使用する利用券の交付については、なお従
前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月17日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市重度障害者（児）福祉タクシー助成事業実施要綱第3条第3号の規定は、施行日以後に行われる福祉タクシー利用券の交付に係る申請について適用し、施行日前に行われた福祉タクシー利用券の交付に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市重度障害者（児）福祉タクシー助成事業実施要綱第4条第2項及び第5条第2項の規定は、令和6年7月以降に使用する利用券の交付について適用し、令和6年7月までに使用する利用券の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の加古川市重度障害者（児）福祉タクシー助成事業実施要綱様式第1号及び様式第2号で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

加古川市福祉タクシー利用券交付申請書

年 月 日

加古川市長様

（申請者）住所 _____

氏名 _____

個人番号 _____

加古川市福祉タクシー利用券の交付を受けたいので、加古川市重度障害者（児）福祉タクシー事業実施要綱第4条の規定により申請します。申請にあたり、市が私の住民基本台帳情報、課税状況等を調査することに同意します。

なお、下記の内容に虚偽があった場合や交付の対象となくなつた場合は、利用券を返却します。

対象者	フリガナ		個人番号	
	氏名		生年月日	
	住所			
	電話番号			
	手帳区分	手帳番号	等級	有効期限・次期判定
	身体			
	療育			
	精神			

届出者（申請者本人が届け出る場合には、本欄のご記入は不要です。）

届出者	フリガナ		区分	<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 代行者	（ <input type="checkbox"/> 代筆）
	氏名		申請者との関係			
	住所					
	電話番号					

*市記入欄

交付番号		交付枚数	
確認欄	手帳	市町村民税	確認者

様式第2号（第5条関係）

加古川市福祉タクシー利用券

（有効期間 年 月 日～ 年 月 日）

乗 車 日	
助 成 額	500円 () ストレッチャー等使用 2,000円
No.	
タクシー会社名	
乗務員氏名	
車両番号	

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

加古川市福祉タクシー助成申請却下通知書

加古川市長

様

年 月 日付の加古川市福祉タクシー助成申請については、審査の結果、
却下と決定しましたので通知します。

記

却下の理由